

企業活動のグローバル化のための経済法制インフラ ー経済連携協定を含む新たな国際経済ルールの特効とさらなる活用

Economic Legal Infrastructure for Globalization of Corporation Activities

- Effects and Further Use of International Economic Rules including Economic Partnership Agreements

自由貿易協定／経済連携協定（FTA／EPA）は世界で200以上が締結され、グローバル化の新たな経済ルールの基盤となっている。日本も9件のEPAを締結し、「経済財政改革の基本方針2008」でも2009年初めには合計12件にするとの目標も掲げられている。企業の国際事業活動の展開において、FTA／EPAは重要性を増しているものの、世界各国のなかでも日本のFTA／EPAへの取り組みが後発だったこともあり、日本企業による理解や活動は未だ進んでいない。

FTA／EPAは、関税撤廃や原産地規則ルール導入など、物品貿易にかかわる枠組みばかりではなく、サービス分野の貿易や投資、製造業の投資、企業内転勤や投資家、専門職の移動、知的財産権の保護強化、ビジネス環境整備のための協議の実施等、企業の事業活動に関連する規定を多く含む協定である。日本企業には、こうした規定を事業活動のうえで活用し、協定の見直しに向けて残存する問題を指摘したり、新たな国との協定締結交渉の場に意見を反映したりといった積極的な関与が期待される。

企業の国際事業展開に関わる国際経済ルールは、FTA／EPAのみならず、WTOや、投資協定、租税条約、社会保障協定といった二国間協定等によって形成されている。物品、サービス、人材、資金、情報など多くの要素が国境を越えて移動する企業活動のさらなる効率化や円滑化には、こうしたルール全体への理解や紛争処理機能を含む規定の活用が重要となる。



More than 200 free trade agreements and economic partnership agreements (FTAs/EPAs) have entered into force, and thus providing a basis of a set of rules for globalizing economic activities. Japan has already concluded 9 EPAs, and is aiming to have 12 concluded EPAs in early 2009 as stated in "Economic and Fiscal Reform 2008". The importance of FTAs/EPAs in business activities has been becoming greater, while understanding on and utilization of FTAs/EPAs by Japanese companies are not yet fully encouraged since participation in FTAs/EPAs by Japan was subsequent to most countries in the world.

FTAs/EPAs cover not only rules relating to trade in goods such as elimination of tariffs or rule of origin, but also provisions to govern various subjects including trade and investment in services, investment in manufacturing, movement of business persons such as intra-company transferees, investors and professionals, protection of intellectual property rights, cooperation mechanism for enhancement of business environment. Japanese companies are expected to be actively involved in utilizing provisions of EPAs, pointing out remaining issues to be modified at the occasions of review of the EPAs, and conveying their views to be reflected in negotiations of new EPAs.

In addition to FTAs/EPAs, the WTO Agreement and other bilateral agreements such as bilateral investment agreements, tax treaties, and social security agreements are also providing rules for international activities by companies. Cross-border movement of various elements including goods, services, human resources, capital and information accompany international business of companies. For improving efficiency and facilitation of business activities, grasping grand picture of rules and utilizing each provision including dispute resolution are essential for companies.

1 はじめに—経済連携協定の広がり

自由貿易協定（Free Trade Agreement; FTA）やその一様態である経済連携協定（Economic Partnership Agreement; EPA）は、近年、日本を含む世界各国における趨勢となっている。FTA/EPAは、特定の2カ国または地域間で貿易・投資の自由化を進め、物品やサービス、資金や人の流れの促進を目的とする協定である。

国境を越える国際経済活動のルールは、これまで多国籍間の枠組みである世界貿易機関（WTO）の協定およびその前身であるガット（General Agreement on Tariffs and Trade; GATT）が世界各国に対してほぼ一律に提供してきた。これに対し、FTA/EPAは個々に内容が異なり、WTO協定と同じ分野についてより進んだ権利・義務の規定を持つとともに、WTO協定には含まれていなかった分野をも対象としている。

世界で網の目のように200以上締結されているFTA/EPAは、今日のグローバル化における新たな経済ルールの基盤を提供している。こうしたなか、日本はFTA/EPAへの取り組みが世界的にも遅れていたため、日本にとって最初の協定である日本シンガポールEPAですら発効してまだ数年が経ったにすぎない。また、EPAの影響を受けるのは物品貿易を行う企業に限られているのではないかと誤解もある。こうしたことから、EPAは日本企業の貿易・投資活動全般に深いかかわりがあるものの、理解や活用が進んでいないのが現状である。

また、FTA/EPAと平行して、貿易や投資に関連する二国間投資協定（Bilateral Investment Treaty; BIT）を含む国際投資協定（International Investment Agreement; IIA）、二国間租税条約、二国間社会保障条約といった経済活動の異なる側面を規律する国際ルールも進展しており、企業の国際的な事業活動に際しては複数のルールに同時に着目する必要が従来以上に高まっている。

本稿は、国際的な事業活動を行う企業に経済法制インフラを提供するFTA/EPAを中心に今日の国際経済ルー

ルの全体像と効用を明らかにし、それらが日本企業に与える影響やさらなる活用に向けた方策について検討することを目的とする。そのために、まず、FTA/EPAの広がりや深化の実態を明らかにし、続いてFTA/EPAとWTO協定および他の二国間協定等との関連を見る。そのうえで、FTA/EPAおよびその他の国際協定等が企業の経済活動を更に効果的に支えていくために、企業や産業界に何が求められているかを検討する。

2 経済連携協定の実態と企業活動への効用

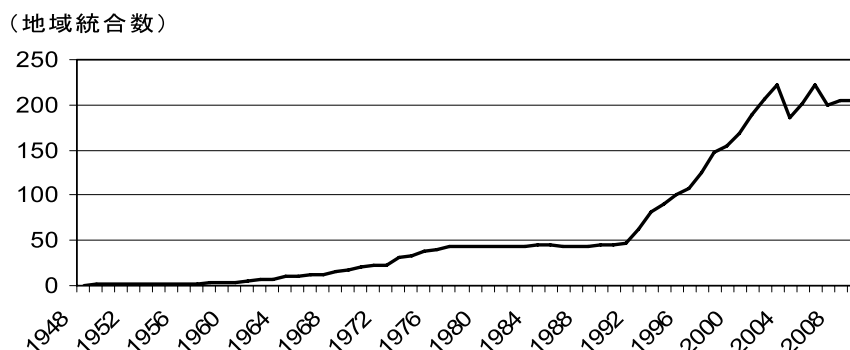
（1）FTA/EPAの進展

1990年代以降、FTA/EPA等の経済連携の進展が世界で加速している。WTOの統計¹による世界のFTA/EPAを含む経済統合の件数の推移を見ると、1990年には累積数で50に満たなかった経済統合は、現在は200件を上回っている²（図表1-1）。

FTA/EPA等の経済統合の動きは、1990年代中盤以降のEU³の拡大・深化のきっかけとなったマーストリヒト条約の発効や、1994年の米国・カナダ・メキシコによる北米自由貿易協定（NAFTA）発効などに代表されるように、欧米が地理的に近接する地域で展開を進めた。同じころ、アジアにおいてはASEAN自由貿易協定（AFTA）が1992年に発効した。1990年代には、地理的に隣接した同士、経済的・社会的にも近似性のある国同士の経済統合が中心であったが、たとえばEUメキシコFTA（1997年）のように、次第に地域や経済発展段階の相違を超えた経済統合も見られるようになってきた。その後、1999年のWTOシアトル閣僚会議の決裂によって、経済発展段階や貿易上の利害が異なる多数国間での貿易自由化に向けた合意形成が困難であることが印象付けられ、ますますFTA/EPAが加速化されたと指摘されている⁴。

日本は2002年にシンガポールとの間に最初のEPA発効以来、マレーシア、タイ、フィリピン、ブルネイ、インドネシアといったASEAN諸国と個別にEPA締結を進め、さらにその集大成として2008年4月に日本ASEAN

図表 1 - 1 発効中の地域統合数（関税同盟とFTA/EPAの合計）



出所：WTOウェブサイト

包括的経済連携協定（ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership; AJCEP）の署名を完了した。日本にとってASEANは貿易・投資関係が深く、重要な生産拠点であることなどから、まずはASEAN各国と個別に二国間EPAが先行して締結され、それらを包含してASEAN域内分業にも資するAJCEPが締結されたという構図である。

ASEAN以外の相手国との間では、日本メキシコEPA（2005年4月）、日本チリEPA（2007年9月）がすでに発効しているほか、オーストラリア、インド、スイス、GCC（湾岸協力理事会）諸国等ともEPA交渉中である。2008年6月に公表された「経済財政改革の基本方針2008」⁵では「EPA締約国・地域を2009年初めまでに12以上」にするとの目標を掲げている。

（2）韓国との競り合い

韓国も日本と同様、FTA/EPAへの取組みにおいては後発国であり、最初のFTAは2004年4月に発効した韓国チリFTAであった。その後、韓国シンガポールFTA（2006年3月発効）、韓国EFTA FTA（2006年9月発効）、韓国ASEAN FTA（2007年6月物品貿易協定発効）がすでに発効しているとともに、メキシコ、カナダ、インドとの間にFTAやCEPA（包括的経済連携協定）を交渉中であるほか、2007年4月には、韓国・米国FTA交渉が妥結している（ただし、韓米FTAの批准は不透明）。さらに、交渉の前段階の共同研究会については、MERCOSUR⁶、中国、GCC等との間ですでに行ってい

る。

日本と韓国との間には競合する産業も多い。日本の電子・電機メーカーは、日本メキシコEPAの効果のひとつとして、現地小売店との関係において韓国に比べて有利な立場を築く後押しとなったことを挙げている。韓国に先んじて日本がメキシコとEPAを締結したことにより、メキシコにおいて発効前から韓国製品より日本製品に親しみをもち、販売に力を入れようという機運が高まるといったアナウンスメント効果が見られ、流通網の構築と強化にメリットが発生したという。FTA/EPAの締結が関税引下げなど直接のメリットに加え、心理的な効果も発揮する事例である。特に、日本と韓国との間にはFTA/EPA締結競争があり、メキシコにおいては日本が先んじたものの、チリとのFTA/EPAでは韓国が先行した。さらに、発効の目処は立っていないものの、米韓FTAの締結もなされている。

（3）EPAが提供する枠組み

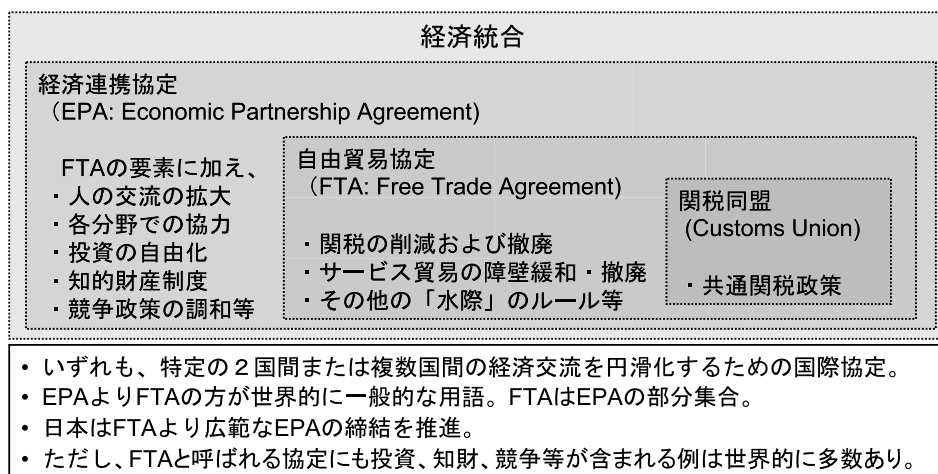
改めて、FTA/EPAとは何であるか。FTAとは、2つ以上の国・地域が相互に関税やその他の貿易障壁を撤廃し、そのことによる貿易投資の拡大を目的とした国家間の約束を言う。関税の撤廃が含まれればFTAとみなされるが、実際には投資やサービスの自由化、紛争処理、知的財産権などが含まれている場合も多く、締結国や時代によってその内容は多様である。EPAとは、日本が推進するFTAの一種態であり、投資、政府調達、知的財産権、人の移動、技術協力、ビジネス環境整備、二国間協力など、

図表 1-2 日本のEPA相手国（発効済み・署名済み・交渉中）と韓国

日本の EPA				韓国
	国名	署名時期	発効時期	状況
発効済み	シンガポール	2002 年 1 月	2002 年 11 月	2006 年 3 月発効
	メキシコ	2004 年 9 月	2005 年 4 月	交渉中
	マレーシア	2005 年 12 月	2006 年 7 月	
	チリ	2007 年 3 月	2007 年 9 月	2004 年 4 月発効
	タイ	2007 年 4 月	2007 年 11 月	
署名済み	フィリピン	2006 年 9 月	-	
	ブルネイ	2007 年 6 月	-	
	インドネシア	2007 年 8 月	2008 年 7 月 (予定)	
	ASEAN 全体	2008 年 4 月 (署名完了)	-	2007 年 6 月基本協定、物品協定発効（タイを除く）
	国名	状況		
交渉段階	ベトナム	2008 年 4 月、第 7 回交渉会合開催		- 韓国 EFTA FTA（2006 年 9 月発効） - 韓米 FTA（2007 年 6 月署名） - カナダ、EU、インドと交渉中 - MERCOSUR、ニュージーランド、中国、南ア、GCC、豪州と開始予定
	GCC（湾岸協力理事会）	2007 年 1 月、第 2 回交渉会合開催		
	韓国	2004 年 11 月以来交渉中断		
	インド	2008 年 4 月、第 6 回交渉会合開催		
	オーストラリア	2008 年 5 月、第 5 回交渉会合開催		
	スイス	2008 年 5 月、第 6 回交渉会合開催		

資料：外務省「日本の経済連携協定（EPA）交渉—現状と課題—」2008 年 4 月、
 外務省ウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>）および
 財務省ウェブサイト（http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/gaiyou.htm）等より筆者作成。

図表 1-3 経済統合の概念図



出所：筆者作成

より幅広い内容を含むことが特徴となっている（図表 1-3）。

各国に対して同じルールと自由化の基盤を提供する WTOとは異なり、EPAは相手国によって内容が異なる部分も多いことから、企業活動への影響もそれぞれに違っ

てくる。たとえば、物品貿易では、EPAによって関税を撤廃する品目に違いがあるし、原産地証明の手続きや、相互承認についての規定の有無等も異なる場合がある。さらに、エネルギーや鉱物資源に関する約束は、インドネシア、ブルネイとのEPAに限って盛り込まれ、現在交

渉中の豪州とのEPAにおいても争点のひとつとなっている。サービス分野に関しては、製造業関連サービスの自由化を進めたことがタイやインドネシア等、一部のEPAの特徴となっている。企業にとってのEPA活用のポイントは、EPAの内容の相違に応じて代わってくる。また、日本のEPAの枠組みにおいて企業の声を反映する機会となるビジネス環境整備に関する官民フォーラムについては多くのEPAに規定が設けられているが、その機能や参加者には違いがある。EPAの内容とともにこうしたバリエーションの周知は進んでいるとはいえ、企業によるEPA活用のための課題となっている。

(4) EPAの規定内容と効用

それでは、EPAは企業活動にどのような効用をもたらすものであるか。図表1-3で見たとおり、EPAには多くの要素が含まれている。以下では、短期的に企業の利益に直結する物品貿易に関する枠組み(①)や人の移動(③)、より中期的な効果が期待されるサービス貿易(②)、投資(④)、知的財産権保護(⑤)、およびあらゆる問題を解決する土俵となりうるビジネス環境整備(⑥)に絞ってその内容と効用を概観する。

①物品貿易

物品貿易に関連する関税の撤廃・引下げは、EPA/FTAの根幹であり、当然ながら日本が締結するすべてのEPAに含まれている。それまで、MFN税率⁷の対象となっていた国への輸出に際し、それより低いEPA税率⁸の支払いとなることは、輸入にあたっての大きなメリットとなる。また、EPA相手国との輸出に際しても同様である。

たとえば日本タイEPAの場合、両国の物品貿易の9割以上に対する関税を10年以内に撤廃することに合意している。日本側は、タイからの輸入品のうち、輸入額で92%⁹の物品を関税撤廃の対象としている。このうち、鉄鋼、自動車・同部品など一部については段階的な関税撤廃を、その他の品目については即時関税撤廃を実施することとした(こうした日本側が約束した将来に渡る関税率の一覧表をステージング表¹⁰という)。一方、タイ側は、日

本からの輸入の97%を関税撤廃の対象としている¹¹。すべての電気・電子製品、化学製品について、例外なく協定発効日から10年以内に関税撤廃する。鉄鋼については、このEPAにより、輸出量の約50% (182万トン) を即時関税撤廃、熱延鋼板の日本からの輸出の約6割について、初年度から関税撤廃または無税枠を設定した。その他の品目についても現行関税率を維持し、10年後に撤廃、また、熱延鋼板以外についても、一部品目の関税を即時撤廃、それ以外の品目も、それぞれ5年後～10年後の関税撤廃を約束している¹²。

他のEPAにおいても、それぞれ関税撤廃・引下げの約束がなされており、日本側の関税は日本の実行関税率表¹³に「EPA関税率」としてMFN関税と並び記載されている。EPA関税率はMFN関税より低率の場合を含む。

物品貿易において関税引き下げと並び重要な規定が、輸入される物品の「国籍」を判定する原産地ルールである。現状では、国際的に共通した原産地決定のルールはなく、通常はFTA/EPAが独自に定めている。日本ASEAN EPAの発効後には「累積ルール」が導入される。これによってASEAN域内の複数国をまたいで部品調達をしながら生産を行う場合、既存の二国間EPAの下ではEPA関税率の適用外の製品が、新たにEPA関税率の適用対象となるケースが生じる。ASEANの複数国の拠点から部品を調達する日系企業にとっては、さらなる国際分業体制の最適化に資することとなり、注目される。

②サービス貿易

日本のEPAには、物品貿易だけではなく、サービス貿易および自然人¹⁴の国境を越える移動に関する規定も含まれている。こうした規定は、WTO協定のサービス貿易一般協定(GATS)を補完し、先取りする内容を含むものである。サービス貿易は分野が多様であり、通信、運輸、流通、金融等、物品貿易のインフラを提供するもの、教育、医療といった公共性の高いものも含まれる。WTO加盟国はGATSに基づきそれぞれの経済発展段階や産業政策等の状況に応じた市場アクセスを「約束表」によって規定している。こうした約束の内容は、WTOの原則で

ある最恵国待遇に基づき、すべてのWTO加盟国に対して同等に与えられるが、EPAでは二国間のサービス貿易促進を目的としてGATS以上に踏み込んだ約束を含んでいる。

たとえば、日本タイEPAにおいては、製造業に関連するサービスとして、卸売り・小売などの流通分野、保守・修理サービス、コンピュータ関連、広告等において、日本の出資比率の上限緩和など、GATSを超える約束がなされている。日本のサービス関連企業からは、出資比率が経営の裁量に大きく影響すること、しかしながら、ASEAN各国では分野によって出資比率制限が多く残っていることなどが指摘されている。EPAによるサービス分野の規制緩和が日系企業の展開を中長期的に後押ししていくことが期待されている。

③人の移動

EPAの締結において議論のひとつとなるのが、「自然人の移動」である。WTOでは、自然人の移動もサービス貿易の一部としてGATSのなかで規定されていた。GATSの下では、日本は「企業内転勤」、商談などを目的とする「短期滞在」、弁護士や会計士などの「自由職業サービスに従事する自然人」の移動について、分野横断的な自由化の約束をしていた。これに加え、日本は多くのEPAにおいて、「投資家」、「個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者」、「指導員」の入国および一時滞在を許可する内容等を含んでいる。また、日本フィリピンEPA、日本インドネシアEPAにおいては、日本側の受入れに関し、看護師・介護福祉士候補者の受入れの枠組みが設けられている。

日本企業のビジネス展開においては、日本人社員が相手国に入国する際の相手国側の措置が問題となる場合が多いが、この面でもEPAによる前進が見られている。たとえば、日本タイEPAでは、タイ側の措置として、商用ビザ取得者に対して、90日までの滞在許可と労働許可の付与を保障すること、ビザと労働許可の申請のための「ワンストップサービス」の利用者を拡大し、ほぼすべての日系企業の企業内転勤者を利用可能とすることなどが

実施されたほか、届出手続きの簡素化、労働許可証の発給基準の緩和等も検討されることとなった。

④投資（投資家が投資受入国政府に対して申し立てる紛争の処理を含む）

国境を越える投資についてはWTOにおける多数国間の一般ルールがない¹⁵ため、FTA/EPAのなかの投資に関する規定や、後に触れる二国間投資協定での規定に委ねられる。

日本のEPAには投資に関する規定があり、投資の自由化・保護・円滑化について規定されている。一連の投資活動は、「投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分」¹⁶と表される。このうち、投資の保護に関する規定とは、すでに実施された投資（たとえば、すでにタイに展開する日系企業の拠点や財産）を保護するものである。日本のEPAにおける投資の保護に関する規定、すなわち投資後の投資財産や投資家の活動に対して、最恵国待遇および内国民待遇を与えている¹⁷。この規定によって、たとえば、すでにタイに拠点を設立している日本人投資家の活動は、その経営、管理、処分等に関して、タイ人投資家や、最も有利な待遇を享受している第三国の投資家とも同等の待遇を認められることとなる。

こうした無差別待遇に関する規定に加え、日本のEPA等では、投資財産に対して「公正かつ衡平な待遇」および「十分な保護および保障」を与える義務が規定されている¹⁸。この規定は、投資受入国から不合理な扱いを受けないよう保障する規定である。具体的な基準をどこに求めるべきかをめぐる議論はあるものの、海外投資を行った日本企業が投資受入国の措置によって損害を被る場合、投資仲裁の場などにおいて日本企業の利益に資することが期待される¹⁹。

さらに、投資家の投資財産を投資受入国が国有化等の収用を行う場合の条件²⁰、武力紛争などの争乱からの保護、投資財産に損害が生じた場合の保険機関への代位²¹、送金規制等の円滑化を確保する資金移転等に関する規定が設けられている。これら一連の投資保護に関する規定

は、従来からある二国間投資協定の中心的な内容であり、EPAの一部として、また他の要素を含まない単独の二国間投資協定として締結国の企業に予見可能性を与えるものとなっている。

投資の自由化に関する規定は、投資活動のうち「設立、取得、拡張」、すなわち投資前の投資家に対する投資受入国の義務を定めたものである。具体的には、これから投資活動を行う外国企業等に対する内国民待遇や最恵国待遇の付与、パフォーマンス要求の禁止等を定めるものである。こうした規定は、EPAのみならず、最近締結された一部の投資協定にも含まれている。

外国企業の投資による製造・サービス拠点等が投資受入国政府の収用の対象となり、十分な補償がなされなかった場合、投資受入国と外国企業との契約によって投資が行われたにもかかわらず、外国企業側が投資受入国の契約不履行を主張する場合等、外国投資家と投資受入国の間に紛争が発生し、それを処理する必要があることがある。そこで、FTA/EPA（およびIIA/BIT²²）では投資家対国の紛争を解決するための仲裁等の実施に関する規定が含まれている場合が多い。

日本のEPAにおいても、日本フィリピンEPAを除き、こうした投資家対国の投資協定仲裁に関する規定が設けられている。まずは協議を行い、不調の場合には、UNCITRAL仲裁規則²³またはICSID条約²⁴等の規定による調停または仲裁といった既存の仲裁規則等を用いて紛争解決手続きを利用できる規定が設けられている。日系企業によるEPAまたはBITに基づく紛争解決手続きの利用実績は限られているが、投資受入国の不合理な収用等を抑止する機能を期待する企業関係者もいる。

⑤知的財産権

知的財産権については、WTOのTRIPS協定²⁵においてWTO加盟国間で知的財産権の保護を図っている。しかし、知的財産権保護のさらなる強化（たとえば、対象範囲の拡大、保護期間の延長等）、エンフォースメントの実効性確保（たとえば模倣品の取り締まり等）などに向けての課題も残されている。そこで、FTA/EPAでは知的財産

に関する規定を設け、TRIPS協定が規定する義務・権利を上回る約束する場合がある。

日本のEPAはすべて知的財産に関する規定を設けており、そのなかで、権利取得手続等の簡素化や透明性向上、知的財産の保護効果、エンフォースメントの強化などを規定している。たとえば、日本タイEPAにおいては、手続の簡素化と透明性の向上を狙い、タイが未加盟の国際協定である特許分類に関するストラスブール協定、商標分類に関するニース協定に従った分類の付与を可能な範囲で行うことを両国の義務とした。さらに、産業財産権の出願・登録情報や知的財産制度に関する情報に対し、一般からの利用が容易になるよう措置をとることも規定した。知的財産権保護の拡大に関しては、外国で周知の商標を不正の目的をもって使用するもの、権利者や出所について混乱を招くものの登録を拒否または取り消すこととなった。エンフォースメントの強化に関しては、国境での権利侵害品取締りを強化するとともに、刑事手続・罰則対象となる権利を拡大している。

知的財産権の侵害は、日本企業が海外事業展開においてしばしば直面し、大きな障害となっている。一部のEPA相手国においても同様の問題がある。EPAに上記のような知的財産権保護の規定が設けられたからといって、直ぐに市場から模倣品が一掃されるわけではない。短期的な解決が難しい分野であることを承知のうえで、継続的な取り組みが必要である。こうした認識の下、ジェトロ等の働きかけにより、各国において日系企業で構成される知的財産権保護研究グループ（Intellectual Property Group; IPG）と呼ばれるグループが組織され、日系企業が中心となり、知的財産権に関する現地の問題や対応策について協議したり、EPAに設けられている枠組みをも活用しながら意見表明を行ったりといった活動を行っている²⁶。

⑥ビジネス環境整備

日本のEPAでは、一方の締約国に他の締約国の企業が進出し、展開するための環境全般を「ビジネス環境」と捉え、その整備を行うための規定が設けられており²⁷、

日本のEPAの大きな特色となっている。詳細な内容はEPAによって少しずつ異なるが、概ね共通しているのが、ビジネス環境にかかわる法制度や措置に関して苦情や照会を行う「連絡事務所」の設置と、ビジネス環境の整備に関する協議体（委員会、小委員会等）の設置である²⁸。

たとえば、日本タイEPAでは、二国間協力のひとつとしてビジネス環境整備を位置づけている。「ビジネス環境小委員会」が、日本、タイにそれぞれ設置され、官民が一体となり、協議を通じて企業が事業を行ううえで抱える問題に取り組み、その解決策を見出すことを目的としている。小委員会はビジネス環境に関する問題について、政府に対して所見を報告、政府がとるべき措置を含む勧告を行うことを任務とする。

ビジネス関連の問題としては、不透明な法運用、行政手続きの遅延（たとえば、商用目的の査証、在留資格認定証明書・労働許可にかかる発給申請手続き等も含まれる）、知的財産権侵害、その他インフラ整備や治安、環境問題等、多種多様である。こうした諸問題について、EPAに位置づけられた協議体が定期的・継続的に議論し、勧告を行うことを通じ、将来に向けたビジネス環境の改善に資することが規定されている。

日本メキシコEPAは、日本にとってビジネス環境整備に関する規定を持つ最初のEPAである。両国による第1回ビジネス環境整備委員会²⁹（2005年4月）において日本側はメキシコの治安、知的財産権、インフラ、出入国管理を提起した。その後、「日系進出企業とメキシコ政府当局は継続的に協議を実施しており、治安や知的財産保護などの面でメキシコ側の具体的アクションを引き出している」³⁰とされる。第3回会合（2007年5月）においても、「治安、知的財産権、輸送インフラ、農産品の検疫、中小企業支援・裾野産業育成」等が民間部門から関心事項として提起され、「実施状況や成果が提示された」³¹とされている。こうした取り組みの具体的成果の一例として、メキシコ大蔵省は、税関申告に用いる定型フォームのひとつとして日本語の旅行者用税関申告カードの使用を認めた（2008年5月）。これは、ビジネス環境整備委

員会の活動の中で日本側が求めていた改善事項のひとつであった³²。

2006年に発効した日本マレーシアEPAについては、日本人商工会議所が、ビジネス環境整備委員会の設置の意義を認めるとともに、日本側からマレーシアに対して、「①夜間トラック輸送中のハイジャック、②ガス供給（現在は廉価だが値上げの動きあり）、③電気の安定供給（瞬間停電の問題）等の解決を提言している」³³。

ビジネス環境整備の枠組みに対する日系企業の期待は大きい。これまでも日系企業は法制度やその運用から人材、インフラ等多岐に渡る現地での課題に直面してきたものの、どのようなルートで解決を求めていくべきかが不明な場合も多々あった。EPAにおいてビジネス環境整備の枠組みが設けられたことによって、問題を提起し、定期的にレビューしていく場が確保され、問題解決の端緒が得られることとなったことは、日系企業の本社サイドも現地も、さらには業界団体等も評価している³⁴。

EPAには上記①～⑥以外にも、WTOでは交渉中の政府調達の透明性向上、基準認証の貿易障害要因の排除や相互承認の実施、貿易円滑化の促進等に関する規定もあり、いずれも企業の事業展開に直接的・間接的な影響を与えるものである。それぞれのEPAには5年ごとなどに見直し³⁵を行うことが盛り込まれており、発効当初の約束内容が修正される。そのために規定内容の変更に注意が必要である。同時に、見直しに際して企業の意見を反映させることが、EPAの有効性を高めるために重要になってくる。

3 | WTO協定や他の経済ルール

1990年代以降、地域統合の動きが活発化してFTA/EPAが急増し、日本もEPAの締結を進めていることはすでに見てきたとおりである。しかしながら、企業活動は国境を越え、縦横無尽に展開するものであり、FTA/EPAが提供する国際経済ルールはこうした活動に関わるルールの一部に過ぎない。そこで、無差別・多国間の原則に基づく国際経済ルールの基盤を提供するWTO

と、FTA/EPAによる包括的経済連携を補完する分野の別の二国間協定³⁶を取り上げ、それらの役割と企業活動に与える影響について見ていくこととする。

日本が各国との間に結ぶ複数の協定の一例として、日本と韓国との間では、日韓FTAは2003年12月から交渉を開始したものの2004年以降、交渉会合の開催は凍結されているが、日韓投資協定（2003年1月発効）、日韓社会保障協定（2005年4月発効）が存在する。また、日本と米国の間では、日米FTAは具体化していないものの、古くは日米修好通商条約、最近では、日米租税条約、日米社会保障条約、日米独禁法協力条約など、個別分野の協定が進捗している。

（１）WTO

国際機関であるWTOは、日常的にWTO協定を管理し、加盟国の貿易に関する情報収集や貿易制度の審査を行うほか、2008年5月現在も「ドーハ開発アジェンダ」といわれる交渉が行われているとおり、加盟国が貿易自由化等についての交渉の場を提供する。さらに、WTO協定の適用や解釈に関する加盟国間の紛争を解決するための紛争解決の機能を提供している。

WTO協定は、貿易障壁の軽減と無差別原則の適用により国際貿易に市場経済原理を導入し、世界経済の発展を図ることを目的として1995年に発効した。WTOの前身であるGATTのウルグアイ・ラウンド交渉が1994年に妥結した成果がWTO協定である。WTO協定は、GATT時代から、世界の貿易ルールの基盤を提供している無差別な多角的貿易自由体制を推進する枠組みであり、2008年5月現在、WTOには152カ国・地域もが加盟している。これに対しFTA/EPAは、最恵国待遇（MFN）を原則とするWTO体制の例外として位置づけられる³⁷。

WTO協定は複数の協定を内包するが、物品貿易に関する協定（関税、原産地規則、貿易政策措置や基準認証等）、サービス貿易、知的財産権、紛争解決手続き等、日本のEPAを含むFTA/EPAとの重複が多い。FTA/EPAは締約国間だけの間でWTO協定と同じ要素について、自由化の度合いを進めたり、義務・権利を深めたりといった機能を

を有している。

WTOは、これまで物品の貿易からサービス貿易や知的財産権へと、その規定対象の範囲を広げてきた。また、WTOの紛争解決の対象はあくまで政府間の紛争ではあるものの、紛争当事国の業界や企業の利害に直結する場合がほとんどである。WTOの政府間紛争が日本企業に資することもある。たとえば、米国の鉄鋼分野における貿易政策措置や、欧州のIT機器に関する恣意的な関税分類³⁸については、日本企業の利益を代弁して日本政府が申立てを行っているものである。

（２）二国間投資協定

投資協定は、外資参入の自由化、投資活動の円滑化、投資財産の保護等、海外投資の法的基盤整備を目的としている。投資家対国家の仲裁条項等が規定されることから、企業にとっては、締約国による恣意的な扱いを防ぎ、損害を受けた場合に補償を得ることが期待できるというメリットがある³⁹。

二国間投資協定は、海外直接投資の拡大とともに1960年代から締結が進められてきた。その後、WTO協定の一部である貿易に関連する投資措置に関するTRIMs協定およびサービス貿易に関するGATS、さらには、1995年からはじめられたOECDによる多数国間投資協定の試み（1998年決裂）、1994年に作成されたエネルギー憲章条約⁴⁰など、国際的投資環境の整備に向けた多角的取り組みが続けられてきた。しかし、WTOのドーハ開発アジェンダ（いわゆる「ドーハ・ラウンド」）では途上国の反対等により投資分野が交渉対象から外され、WTOによる多国間投資ルール設立に向けた動きは挫折した。

そのような中で活発化してきているのが二国間による投資協定締結の動きである（FTA/EPAの投資に関する規定も含む）。先に触れたとおり、投資が設立された後の段階に適用される従来の二国間投資協定に対し、近年の二国間投資協定およびFTA/EPAの投資に関する規定は、投資を行う前段階も含めた規律を目指すものが出てきているのが特徴である。

図表 3-1 日本の投資協定

	相手国	署名日	発効日
伝統的な投資保護協定	エジプト	1977/1/28	1978/1/14
	スリランカ	1982/3/1	1989/8/4
	中国	1988/8/2	1989/5/14
	トルコ	1992/2/12	1993/3/12
	香港	1997/5/15	1997/6/18
	パキスタン	1998/3/10	2002/5/29
	バングラデシュ	1998/11/10	1999/8/25
	ロシア	1998/11/13	2000/5/27
	モンゴル	2001/2/15	2002/3/24
近年の投資協定	韓国	2002/3/22	2003/1/1
	ベトナム	2003/11/14	2004/12/19
	カンボジア	2007/6/14	発効日未定
	ラオス	2008/1/16	発効日未定
	シンガポール	2002/1/13	2002/11/30
投資章を含む経済連携協定	メキシコ	2004/9/14	2005/4/1
	マレーシア	2005/12/13	2006/7/13
	フィリピン	2006/9/9	発効日未定
	チリ	2007/3/27	2007/9/3
	タイ	2007/4/3	2007/11/1
	ブルネイ	2007/6/18	発効日未定
	インドネシア	2007/8/20	発効日未定

資料：不正貿易報告書等より作成

図表 3-2 日本の租税条約

相手国		最終改定 署名年	相手国		最終改定 署名年	相手国		最終改定 署名年
地域	国名		地域	国名		地域	国名	
北米	カナダ	1999	旧ソ連 ・東欧	ルーマニア	1976	南・ 中央アジア	パキスタン	1960
	アメリカ	2003		スロバキア * 2	1977		スリランカ	1967
中南米	ブラジル	1976		チェコ * 2	1977		バングラデシュ	1991
	メキシコ	1996		ハンガリー	1980		インド	2006
欧州地域	オーストリア	1961		ポーランド	1980	東・ 東南アジア	インドネシア	1982
	デンマーク	1968		アルメニア * 3	1986		中国 * 4	1983
	スイス	1971		ウクライナ * 3	1986		タイ	1990
	アイルランド	1974		キルギス * 3	1986		シンガポール	1994
	スペイン	1974		グルジア * 3	1986		ベトナム	1995
	イタリア	1980		タジキスタン * 3	1986		韓国	1998
	ドイツ	1983		トルクメニスタン * 3	1986		マレーシア	1999
	ベルギー	1988		ベラルーシ * 3	1986		フィリピン	2006
	フィンランド	1991		モルドバ * 3	1986	大洋州 地域	フィジー * 5	1962
	オランダ	1992		ロシア * 3	1986		ニュージーランド	1967
	ノルウェー	1992		ブルガリア	1991		オーストラリア	1969
	ルクセンブルク	1992		アゼルバイジャン	2006	アフリカ 地域	ザンビア	1970
	フランス	2007	中近東地域	エジプト	1969		南アフリカ	1997
	スウェーデン	1999		イスラエル	1993			
	イギリス	2006		トルコ	1993			

注 * 1) 太字はOECD加盟国

* 2) 旧チェコ・スロバキアとの条約を継承

* 3) 旧ソ連との条約を継承

* 4) 香港・マカオには適用されない。台湾にも適用されない

* 5) 旧日英条約を継承

資料：国税庁ホームページ等より作成

従来の伝統的な二国間投資協定は、法による支配が確立していない途上国で、先進国の投資家およびその投資財産を、投資受入国である途上国政府の収用や法律の恣意的な運用などの法的・政治的リスクから守り、投資家の待遇を確保する目的で締結されてきた。これらは、投資後の内国民待遇・最恵国待遇、収用と補償、送金の自

由、締約国間の紛争処理、締約国と投資家の紛争処理などを主要要素とする。現在世界で2,600程度ある投資協定の大半はこれに属する⁴¹⁾。

これに対し、近年の二国間投資協定では、投資後に加え投資許可段階を含めた内国民待遇・最恵国待遇や、投資を歪曲する効果があるとされる「パフォーマンス要求」

禁止規定なども含み、投資の保護のみならず自由化をも目指すものが増えている⁴²。

なお、日本の産業界も、これからの投資協定は、投資家対国家の仲裁条項、公正衡平待遇義務、投資の自由化ないし外資参入規制への規律（投資前の内国民・最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止等）、投資活動の円滑化（法令の公表、パブリックコメント等による透明性の確保）、アンブレラ条項などを含む質の高い内容を目指していくべきであると期待を示している⁴³。

（３）二国間租税条約

租税条約とは、国際的二重課税、すなわち同一の所得に対して同種の課税を重複して行うことの排除、締約国間の課税権の配分、租税回避および脱税の防止を目的とした二国間の条約である。日本の租税条約の内容は、二重課税の調整（両国間の課税権の調整、発生した二重課税の排除方法）、租税回避への対応（税務当局間の情報交換・相互協議、条約濫用を防止する措置等）、投資交流の促進（源泉地国での投資所得等に対する課税の軽減、無差別条項）が中心となっている。日本は、交渉相手国を決定するにあたり、経済交流の深度、日本企業が相手国で得る投資所得に対する相手国の税率の水準、進出先国

における日本企業と他国企業との間の競争条件のバランスおよび現行租税条約において是正すべき事項の有無などを勘案⁴⁴しつつ、租税条約の締結や改正を進めてきており、2007年11月現在、日本は56カ国との間に45の租税条約を締結している。

（４）二国間社会保障協定

国際間の人の移動に伴い、外国に派遣される日本人および外国から日本に派遣される外国人について、①公的年金制度に対する二重加入、二重払いを余儀なくされること、②受給資格要件としての一定加入年数を満たすことができない場合に相手国で負担した保険料が掛け捨てになること、という2つの問題が生じている⁴⁵。社会保障協定の締結によりこのような問題を回避し、企業の多額の保険料二重払い負担を解消することで、日本企業の競争力向上を図るとともに、外国企業による対日直接投資の促進にも寄与することが期待されている⁴⁶。現在、日本は7カ国との間に社会保障協定を発効済みであるほか、複数国との間でも交渉や協議を行っている。

（５）その他

政府間の認証制度に関する相互承認の取り決めである相互承認協定の締結は、国際貿易に携わる企業の適合性

図表 3-3 日本の社会保障協定

	相手国	発効年月	署名年月	交渉開始	予備協議実施日
発効済の協定	ドイツ	2000/2/1			
	イギリス	2001/2/1			
	韓国	2005/4/1			
	アメリカ	2005/10/1			
	ベルギー	2007/1/1			
	フランス	2007/6/1			
	カナダ	2008/3/1			
署名済の協定	オーストラリア		2007/2/27		
	オランダ		2008/2/21		
	チェコ		2008/2/21		
政府間で交渉中の国	スペイン			2008年1月	
	イタリア			調整中	
当局間で呼び協議中の国	アイルランド				2008年2月
	ハンガリー				2008年2月
	スウェーデン				2008年3月
	スイス				2008年4月
	ルクセンブルク				調整中

資料：社会保障庁ホームページ等より作成

評価手続に関する負担を軽減し、貿易促進につながることを目指すものである。

また、競争法分野の二国間での取り組みについては、1976年の米独協定を始めとして米豪、米加、独仏、米EU間で協定が結ばれる等、各国の管轄権行使の調整・協力を行い、国際的な観点から競争法の実効的運用を目指している。これらの二国間協定は1970年代以降活発化し、一定の効果を上げてきた。日本は、米国、EU、カナダとの間にそれぞれ二国間の独占禁止法協力協定を締結しているとともに、日本のEPAの一部⁴⁷にも競争政策に関する規定が盛り込まれている⁴⁸。

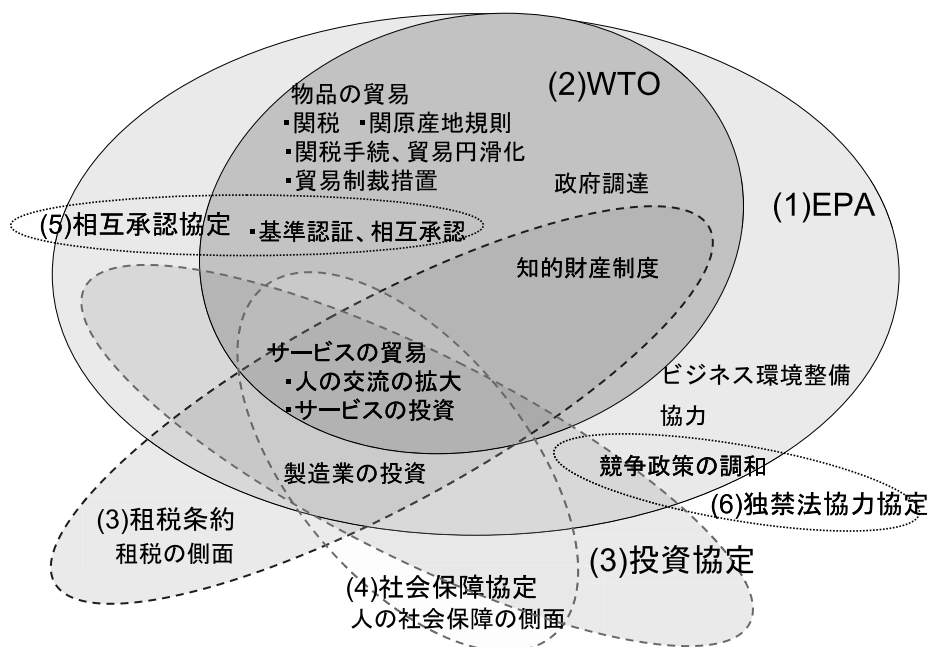
4 | 国際経済ルールの全体像と企業による活用

本稿では、企業の国境を越えた活動、とりわけ貿易と投資に関連する多数国間および二国間の国際協定や条約についてみてきた。図表4-1のとおり、これらの協定や条約は、重複しながら異なる事業活動の側面に適用される。EPAは、WTOの適用範囲に加え、ビジネス環境整備、協力、競争政策の調和等を含むより広い適用範囲を有する。また、投資協定はEPAに包含される場合と、投資協定単

独で締結される場合がある。投資協定とWTOとの間の重複はサービス分野の投資のみである。租税条約は、製造業とサービスの投資や知的財産制度等の租税の側面から規律する。社会保障協定は、投資における人の移動に際して社会保障の面で調整を図る。相互承認協定は、製品の規格に関する規律である。EPAに包含される場合と、独立した協定となっている場合とがある。独禁法協力協定は、当局間の競争政策分野での協力に係るものである。

企業の事業活動には複数の協定や条約が関係する場合がしばしばある。たとえば、EPA締約相手国に製造業拠点を持つ日本企業の場合、日本および投資先国の国内法（租税法、投資規制、環境規制等）はもちろんのこと、二国間協定、WTO等の多数国間協定も直接的、間接的に適用されることとなる。さらに、投資先国から第三国への部品や製品の輸出入を行う場合、第三国の国内法、投資先国と第三国の二国間協定の規律も受けることとなる。こうした国際的な事業活動に際して、企業関係者からは、投資先国の法制度やその運用が不透明であるとの声がしばしば聞かれる。このような問題については、二国間協定や多数国間協定に則って透明性の向上を求めていくこ

図表 4-1 協定の適用範囲に関する概念図



出所：筆者作成

となども可能である。

以上のとおり、EPAの各規定や各種の二国間協定は、重なり合いながら企業の国際的な展開に対してルールを提供し、紛争処理や事業環境改善のツールとなっている。しかしながら、日本にとってEPAの歴史はここ数年に過ぎない。その他の二国間協定も改正や新規導入などが行われているところであるが、こうした国際ルールの機能についての周知が企業に対して積極的に図られているとは言いがたい状況である。こうした状況を踏まえ、EPAを含む国際経済ルールの最大のユーザーである企業が、現在の国際経済ルールを活用し、将来のルールの発展を促すために次の3点を提起したい。

1点目は、政府間のEPA交渉や見直し活動を活用するために、企業・産業界のインプットを強化することである。

すでに述べたとおり、日本は現在、新しいEPAの締結交渉を進め、発効済みEPAの見直し交渉を順次行っている。さらに、EPAに組み込まれているビジネス環境整備の枠組みを通じて締約国の事業環境の整備に向けた意見提起も行われている。こうした機会を活用し、企業の直面する問題点の解消に、EPAを直結させることが必要である。特に、日本の相手国が第三国と締結するFTA/EPAを精査し、他国企業に対して劣後しない待遇を確保することが重要となる。たとえば、すでに発効済みの米豪FTAは、豪州が米国企業のみに対して投資のうえで有利な条件を与えており、日本は豪州とのEPA交渉において日本企業が米国企業と同等の待遇を得ることを目指している。

これまでもWTO、EPA交渉や見直しにあたって、交渉を担当する各省庁等が個別の意見把握に努め、産業界・企業側からは情報発信の努力が続けられてきた。しかし、それらの活用、蓄積、フィードバック等が見えにくい面もある。また、企業から見て、国際的な事業活動のどのような問題がいかなる法的枠組みで改善され得るのか理解されにくい。したがって、今後の協定見直し等にあたって、交渉担当者側・産業界側双方の情報の受発信の効率化と強化が課題である。

企業の国際的な事業活動のなかでEPA等の国際経済ルールは、有効利用されてこそ効果を発揮する。また、企業による活用を通じて、現存する国際経済ルールのさらなる課題が発掘されることとなり、EPA等のルールのより一層の充実に寄与することが期待される。

2点目は、紛争解決のさらなる活用に向けた理解の促進である。

WTOの紛争処理において、日本の自動車業界、鉄鋼業界につづき、電子・電機業界の利害にかかわる案件が申し立てられた。また、投資家対政府の仲裁においても日本企業が関わるケースも出始めている。これまで、国内外の裁判所や各国の仲裁機能によって十分な解決を得ることの難しい国際ビジネス上の問題についても、国際的な紛争処理の枠組みが活用される可能性が高まっており、こうした枠組みへの理解促進が必要である。

3点目は、国際経済ルール全体としての深化に向けた企業側の理解向上である。

企業の事業活動は、物品、サービス、人材、資金、情報など多くの要素の国境を越えた移動を伴う。そのため、WTOやFTA/EPA等の通商・投資を中心としたルールと併せ、各国の国内ルールの相違を調整し、当局間の協力を促進する租税条約、社会保障協定、独占禁止法協力条約といった多様な分野での二国間協定の整備が期待される。企業においては、これまでWTOやFTA/EPAについては事業部門、租税条約は経理部門、社会保障協定は人事部門といったかたちで個別に対応している場合も多く、ルールの全体像を把握して国際事業戦略に活用するという発想が見られないとの指摘もある。自社の国際的な展開の将来を見据え、ルールの新規導入や拡充が必要となる相手国や分野を定めて政府を後押しすることが、効果的な国際経済ルールの進展に資することとなる。

(本稿は、2007年度に日本機械輸出組合から受託した「日本企業のEPA活用に関する調査」⁴⁹⁾の成果に依るところが多い。同案件調査においてご指導いただいた東京大学大学院総合文化研究科の小寺彰教授、日本機械輸出組合に感謝する。)

【注】

- ¹ FTAはWTO原則のひとつである最恵国待遇の例外であることから、WTO加盟国は自国がFTAまたは関税同盟を締結した場合にはWTOに通報する義務がある。
- ² WTOウェブサイトおよびRoberto V. Fiorentino, Luis Verdeja and Christelle Toqueboeuf, 'The Changing Landscape of Regional Trade Agreements: 2006 Update', WTO Discussion Paper, 2006 No. 12. なお、WTOでの規律対象となる地域・二国間の経済統合は、FTAのほかに関税同盟もある。FTAでは締約国はそれぞれ独立した関税政策を継続させるのに対し、関税同盟では締約国が単一の関税政策の下、共通関税を導入する。
- ³ 欧州連合（EU）は関税同盟である。
- ⁴ たとえば、経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書（2008年版）』（2008）
- ⁵ 2008年6月27日閣議決定。
- ⁶ メルコスール（スペイン語；Mercosur；Mercado Común del Sur、ポルトガル語；Mercosul；Mercado Comum do Sul）は、1995年に設立された南アメリカ諸国の関税同盟。<http://www.mercosur.int/msweb/>
- ⁷ すべてのWTO加盟国からの輸入を対象とした税率。ただし、後発開発途上国等からの輸入には、このMFN税率より低い税率が適用される場合がある。
- ⁸ MFN税率がEPA税率を上回る「逆転現象」が生じることがあり、注意が必要である。MFN（Most Favored Nation。最恵国待遇）とは、ある国が第三国に与える待遇のなかで最も有利な待遇の意。加盟国が第三国には同等に有利な待遇を与えなければならない最恵国待遇原則は、内国民待遇と並ぶWTOの無差別原則の根幹である。
- ⁹ 2004年度財務省統計で算出。
- ¹⁰ ステージング表はEPA毎に財務省ホームページに掲載されている。http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/gaiyou/chui.htm
- ¹¹ 2003年タイ貿易統計による貿易額で算出。
- ¹² 経済産業省 日タイ経済連携協定 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/JTEPA_gaiyo.pdf
- ¹³ 財務省ホームページ <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
- ¹⁴ 法人をも含まないという意味において、「人」を「自然人」と言う。
- ¹⁵ WTOでの投資に関する規定は、GATSに含まれるサービス分野の投資、貿易関連投資措置（TRIMs）協定におけるパフォーマンス要求の禁止等があるものの、製造業の投資についての自由化ルールがない。
- ¹⁶ たとえば日本タイEPA第91条(i)。
- ¹⁷ 例外的に、日本シンガポールEPAでは投資後の最恵国待遇を規定していない。
- ¹⁸ 日本シンガポールEPAには規定されていないが、以降の日本のEPAには規定が盛り込まれている。
- ¹⁹ 小寺彰「EPA投資ルールの考え方—EPA「投資」章の機能とそのあり方—」、日本機械輸出組合『多国間、地域・二国間協定の活用』（2008年5月）
- ²⁰ ①公共目的であること、②無差別の措置であること、③迅速に補償が支払われること、④正当な法手続きに則って行われること、という4条件。
- ²¹ 自然災害や現地企業の倒産等によって投資家が損害を被った場合、その投資家は保険機関等（たとえば日本の「独立行政法人日本貿易保険（NEXI）」）に対し保険契約に基づく支払いを請求する。その保険機関等の代金回収を円滑に行わせるため、投資家の権利を保険機関等が引き継いで行使する（代位する）ことを定めた規定。
- ²² IIA（International Investment Agreement; 国際投資条約）、BIT（Bilateral Investment Treaty; 二国間投資条約）は、いずれも複数国が締結する投資に関する国際条約。
- ²³ 国連国際商取引委員会（United Nations Commission on International Trade Law; UNCITRAL）によって採択された仲裁規則。
- ²⁴ 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約。この条約に基づき国際投資紛争解決センター（International Centre for Settlement of Investment Disputes; ICSID）が設立された。
- ²⁵ TRIPS協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights; 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）は、WTO協定のなかの一協定であり、知的財産権保護に関して規定している。
- ²⁶ IPGは、2000年5月には中国日本商工会議所内に北京IPGが、2002年9月には上海IPGが組織されたのに続き、同様の動きがバンコク、ジャカルタ、クアラルンプールなどに広がっている。タイ、インドネシア、マレーシアではEPAのビジネス環境整備の枠組みでも知的財産権に関する問題が取り上げられている。
- ²⁷ 日本シンガポールEPAにのみ、ビジネス環境整備に関する章が設けられていない。
- ²⁸ 渡邊頼純（2007）、PP.317-219。
- ²⁹ 日本の民間代表出席者は、日本経団連、メキシコ日本商工会議所、JMA（日系マキラドーラ協会）およびジェトロ。
- ³⁰ ジェトロ海外調査部中南米課メキシコセンター「日本メキシコ経済連携協定（日墨EPA）発効1年目の効果（リバイス版）」2006年6月26日
- ³¹ 外務省「日・メキシコ経済連携協定に基づき設置されるビジネス環境整備委員会第3回会合勧告（2007年5月4日）」
- ³² ジェトロ「中南米注目ビジネストピック」http://www.jetro.go.jp/biz/world/cs_america/topics/52600
- ³³ 日本アセアンセンター「マレーシア投資環境視察ミッション報告書（2007年）」<http://www.asean.or.jp/invest/archive/>
- ³⁴ 2006年にマレーシア、メキシコおよび日本において実施した企業および団体に対するヒアリング調査より。
- ³⁵ 協定全般の見直しと、特定の分野の約束に関する見直しとがある。日本シンガポールEPAの見直しは既に行われ、協定の「改訂議定書」が承認されている。

- ³⁶ 日本の協定を念頭に便宜上「二国間」と言うが、相手国が地域（EC等）である場合等もある。
- ³⁷ FTA/EPAがWTOの原則の例外であるため、GATT第24条に、WTO加盟国に対して認められるFTAの要件が規定されている。具体的には、①構成国間の「実質上すべての」貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止すること、②構成国以外の国に対する関税等を引き上げないこと、すなわち、①FTA内では「つまみ食い」はせずに、すべての貿易障壁をなくすこと、②FTA外に対しては壁を高くしないこと、の2点に沿ったFTAでなければならない。
- ³⁸ 2008年5月に日本政府はEUに対してWTO紛争処理への申立てを行ったが、日本の電子・電機関連の複数団体が、この紛争案件への関与と支持を表明している。
- ³⁹ (社)日本経済団体連合会「グローバルな投資環境の整備のあり方に関する意見—わが国海外投資の法的基盤の整備等に向けて—」2008年4月
- ⁴⁰ エネルギー憲章条約は、1991年に旧ソ連、東欧を含む欧州諸国、米国、カナダ、豪州および日本が政治宣言として作成した「欧州エネルギー憲章」の実施のために締結された。旧ソ連および東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、並びに、エネルギー分野における企業活動（貿易および投資）を全世界的に促進すること等を目的としている。日本の署名は1995年、条約発効は1998年、日本の批准は2002年。
- ⁴¹ 経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書（2008年版）』（2008）
- ⁴² 同上
- ⁴³ (社)日本経済団体連合会「グローバルな投資環境の整備のあり方に関する意見—わが国海外投資の法的基盤の整備等に向けて—」2008年4月
- ⁴⁴ 財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/181.htm>
- ⁴⁵ 社会保険庁ホームページ「社会保障協定」<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>
- ⁴⁶ (社)日本経済団体連合会、(社)日本在外企業協会、(社)日本貿易会「社会保障協定の早期締結を求める」2002/9/17
- ⁴⁷ 日本シンガポール、日本メキシコ、日本マレーシア、日本チリ、日本タイの各EPA。
- ⁴⁸ 公正取引委員会ホームページ<http://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiindex.html>
- ⁴⁹ 日本機械輸出組合『多国間、地域・二国間協定の活用』（2008年5月）の第Ⅱ章。

【主要参考文献等】

書籍

- ・経済産業省通商政策局編「第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定」『不公正貿易報告書 2007年度版』（2007）および同『2008年度版』（2008）
- ・浦田秀次郎・石川幸一・水野亮『FTAガイドブック』日本貿易振興会（2007）
- ・外務省経済局EPA交渉チーム・渡邊頼純監修『解説FTA・EPA交渉』日本経済評論社（2007）
- ・UFJ総合研究所『WTO入門』（2005）

FTA/EPA関係ウェブサイト

- ・外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>
- ・経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html
- ・財務省 http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/fta_epa.htm
- ・農水省 http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/fta_kanren/fta_kanren.htm
- ・日本貿易振興機構（JETRO）<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/epa/>
- ・日本商工会議所「日商FTA/EPA情報局」http://www.cin.or.jp/kokusai/international/FTA_EPA.htm
- ・貿易・投資円滑化ビジネス協議会「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」（毎年）
<http://www.jmcti.org/mondai/top.html>
- ・(社)日本経済団体連合会「グローバルな投資環境の整備のあり方に関する意見—わが国海外投資の法的基盤の整備等に向けて—」2008年4月 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/017/index.html>
- ・(社)日本経済団体連合会「対外経済戦略の構築と推進を求める—アジアとともに歩む貿易・投資立国を目指して—」2007年10月
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/081/index.html>